

地震発生及び気象警報が発表された場合等の緊急措置について

令和4年12月現在

【地震発生時の措置】

1	大地震（震度5弱以上）が発生した場合	
	始業前の場合	・ 臨時休校
	授業中の場合	・ 授業中止（状況により、保護者等の迎えがあるまで学校待機または集団下校の措置をとる。） ・ 翌日は、状況に応じて臨時休校になる場合がある。
	放課後の場合	・ 部活動中止（状況により、校内に残っている生徒は、保護者等の迎えがあるまで学校待機または集団下校の措置をとる。） ・ 翌日は、臨時休校。
2	震度5弱未満の地震が発生した場合	
	・ 学校施設の被害状況や登下校路の状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断をするので、臨時休校の連絡がない限り登校する。	

※大地震発生時の臨時休校期間は、被害状況により異なるので学校から連絡をします。

※登下校中に大地震が発生した場合は、自宅に帰る、中学校に行く、最寄りの避難所（小学校等の公共施設）に行く等、その場に応じた避難行動がとれるように、あらかじめご家庭にてご相談しておいてください。

【気象警報発表時の措置】

茨木市に『暴風警報』または『特別警報』が発表された場合、下記の措置を取ります。
「大雨警報」や「洪水警報」では、通常通りの登校となります。

1	午前7時の時点で警報発表の場合	自宅待機
2	午前9時までに警報解除の場合	2時限目から登校
3	午前9時に警報が解除されていない場合	臨時休校

※登校後に茨木市に警報が発表された場合、原則としてその時点で下校となります。

登下校路の安全や風雨の強さ等から判断し、下校措置または保護措置を行います。

※ランチ給食は、午前7時の時点で警報が発表されている場合、教育委員会が自動的にキャンセルします。その後、午前9時までに警報が解除された場合でも、当日のランチ給食の提供はありません。弁当など昼食をご持参ください。

【避難情報発令時の措置】

校区内の地域に「緊急安全確保（警戒レベル5）」または「避難指示（警戒レベル4）」が茨木市から発令されている場合、下記の措置を取ります。

「高齢者等避難（警戒レベル3）」発令時も状況によっては臨時休校の措置を取る場合がありますが、その際は学校からご家庭に連絡します。

1	午前7時の時点で発令の場合	避難情報に基づいた対応 登校は見合わせ
2	午前9時までに解除の場合	2時限目から登校
3	午前9時に解除されていない場合	臨時休校